

令和6年度諮問（情）第7号
答申（情）第131号

「審査請求人からの質問に対する回答書作成に当たっての検討記録等の公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年10月19日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 第一として、平成○年○月○日付け復命書に記載がある「被告が○○○○○では役員主催の催しの会計監査は行っていないから、Z会の監査も会費の監査のみで良いと発言している。理事を通して支部の観察会決算書を確認する必要がある」との言葉の意味から、被告は裁判において嘘を主張しており、回答書の内容を見直す必要が出てくると考えるため、Aとして、回答書の作成に際し、関係者で協議相談した記録と、それをもとに書かれた起案書、Bとして弁護士相談報告・復命書の開示を求める。

第二として、平成○年○月○日付け弁護士相談復命書に記載がある「回答書は、仮に県が苦情要望者に訴訟になった場合も耐えられるよう、別紙の通り校正を受けた。」の文章の意味から、要望者の主張を検討し、適切に問題を解決する本来の目的から外れてしまうため、1. 回答書における「県としては是認し得ないような事実は確認できなかった」という説明が、正しく妥当で適切な説明であるとの根拠論理、2. として、回答書における「県としては是認し得ないような事実は確認できなかった」という論理が、正当であり、適切であり、妥当であることの根拠論理の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、別表のとおり対象公文書を特定し、関係者の氏名等が条例第7条第2号に該当すると判断して、令和4（2022）年11月2日付けで条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和4（2022）年11月24日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定に基づき、令和7（2025）年1月15日付けで、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）

に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) (審査請求人が別途行った) 裁判において、A氏は嘘発言をした。この発言により、県は「仮に県が苦情要望者に訴訟になった場合も耐えられるよう、別紙のとおり校正を受けた。」と言えないことになる。
- (2) 当該裁判は和解であるが、(審査請求人の) 要求事項もすべて認められた上での和解である。これは和解であるとはいえ勝訴したと同じである。
- (3) したがって、第一のA及びB、第二の1及び2を開示ください。

第4 実施機関の主張要旨

- (1) 本件開示請求に係る対象公文書は、第一のAは回答書作成に至る関係者の相談が記録された公文書、第一のBは弁護士への相談が記録された公文書、第二の1及び2は「県として是認し得ないような事実は確認できなかった」ことが導き出された公文書であると判断した。
- (2) 対象公文書で非開示となったのは、関係者の氏名、住所、職名、弁護士の氏名が記載されており、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当することによるものである。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- (2) 法第2条は、「行政庁の処分不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の特定について

審査請求人が本件開示請求で求めた公文書は、回答書作成に至る関係者の相談が記録された公文書、弁護士への相談が記録された公文書及び「県として是認し得ないような事実は確認できなかった」ことが導き出された公文書であると考えられる。

これに対して、実施機関が対象公文書を、回答書作成に至る関係者の相談が記録された公文書、弁護士への相談が記録された公文書及び「県として是認し得ないような事実は確認できなかった」ことが導き出された公文書と判断したことに不合理な点はない。

3 対象公文書の非開示部分の妥当性について

実施機関は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別できるもの（他の情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することから非開示としている。

この点を踏まえ、審査会においてインカメラ審理を行った結果、別表の各対象公文書における非開示部分については、いずれも条例第7条第2号に該当することを確認した。

したがって、これらの記載については非開示とすべきである。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年 1 月 15 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (第84回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 7 (2025) 年 6 月 27 日 (第85回審査会第 1 部会)	・ インカメラ審理 ・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)

(別表) 本件開示請求に対する非開示部分

開示請求書 記載番号	対象公文書	非開示部分	非開示条項
第一の A	御要望等への回答 (H○. ○. ○)	関係者の氏名	条例第 7 条 第 2 号
	弁護士相談復命書 (H○. ○. ○)		
第一の B	弁護士相談報告書 (H○. ○. ○)	関係者の氏名・住所・ 職名	
	弁護士相談報告書 (H○. ○. ○)		
	弁護士相談報告書 (H○. ○. ○)		
	弁護士相談復命書 (H○. ○. ○)	同席した弁護士の氏名	
	弁護士相談復命書 (H○. ○. ○)	同席した弁護士の氏 名、関係者の名字	
	弁護士相談復命書 (H○. ○. ○)	同席した弁護士の氏名	
	○○○○○「X会」に 関する質問についての 御回答	関係者の名字	
	○○○○○「X会」に 関する質問についての 御回答（案）		
第二の 1 及 び 2	弁護士相談報告書 (H○. ○. ○)	関係者の氏名・住所・ 職名	
	弁護士相談復命書 (H○. ○. ○)	同席した弁護士の氏 名、関係者の名字	